

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課	2018年 7月24日	データ転送機能付GPSデータロガーシステム	2,004,480	川越市新宿町2-4-1 ノーブルビル2F 株式会社 環境シミュレーション研究所 代表取締役 小平 佳延	今回購入するシステムは、既存システムが耐用年数を越えたことに伴う更新を目的としている。当該システムは漁船に設置して、位置情報や水温情報の収集・収録する機能を併せ持つものであるが、更新にあたっては、水産試験場でこれまで収集したデータとの互換性を保つことで、データ収集の効率性・有効性を図る必要があるため、既存のものと同じシステムの導入が不可欠である。 当該システムのメインとなるリアルタイム漁海況情報収集装置を開発・販売できるのは(株)環境シミュレーションのみであることから、随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号
2	水産部	総合水産試験場	2018年 6月25日	30総水第37号長崎県総合水産試験場取水機械棟ろ過槽修繕業務	4,536,000	長崎市元船町14番15号 株式会社 日本冷熱 代表取締役 石川淳一	取水機械棟のろ過システムは、ろ過海水を各飼育施設に供給する水試の生命線ともいべき重要な設備であるが、老朽化によるろ過槽内部の亀裂や弁の腐食等のため修繕が必要である。 ただし、修繕工事中であっても飼育魚等にろ過海水を安定して供給する必要があることから、通常の自動制御システムを止めて、取水・ろ過・貯水・給水をすべて手動で調整・運用することとなる。 万一、給水が止まれば、研究中の魚類等がへい死する損害が生じ、これまでの成果を台無しにする恐れがあるため、施工業者は飼育設備全体の仕組み、ろ過システム(プログラム等)の状況を把握し、ろ材交換等の必要な技術を蓄積していることが求められる。 (株)日本冷熱は、当該設備の施工及び飼育設備全体の定期保守点検業者であり、手動によるろ過システム運用の技術を有し、当該施設と連動している取水・給水用ポンプのメーカー(水ing(株))の県内唯一の安全管理指定業者でもあることから、作業中の不測の事態に迅速に対応できるため、一者見積りによる随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	水産部	総合水産試験場	2018年 9月19日	総合水産試験場取水機械棟ブロウ取替修繕	8,640,000	長崎市元船町4番10号 株式会社 日本冷熱 代表取締役 石川 淳一	取水機械棟に設置しているブロウは各飼育施設にエアーを供給する取水関係の重要設備である。 本機は平成9年に設置され20年が経過しており、老朽化による劣化が随所に見られ修繕が必要である。 ただし、修繕工事中であっても飼育魚等にエアーを安定的に供給する必要があることから、工事に際してはエアー量に変動を生じさせない様、複数のブロウのきめ細やかな手動による操作・運転を必要とする。 万が一、エアーが止まれば研究中の魚類等がへい死する損害が生じ、これまでの成果を台無しにする恐れがあるため、施行業者は飼育設備全体の仕組みに精通し、不測の事態にも素早く対応できる技術力を要していることが求められる。 (株)日本冷熱は、取水設備の施工及び飼育設備全体の定期保守点検業者で総合水産試験場開設当初より本業務に関わっており、加えて当該装置と連動している取水・給水用ポンプのメーカー(水ing株)の県内唯一の保安管理指定業者でもあることから作業中の不測の事態にも迅速に対応できるため、一者見積もりによる随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
4	水産部	総合水産試験場	2019年 1月10日	30総水第95号長崎県総合水産試験場取水機械棟ろ過槽修繕業務	4,212,000	長崎市元船町14-10 橋本ビル8階 株式会社 日本冷熱 代表取締役 石川 淳一	取水機械棟の海水ろ過システムは、ろ過海水を各飼育施設に供給する水試の生命線ともいうべき重要な設備であるが、老朽化のためろ過槽内部の亀裂や弁の腐食のため修繕が必要である。(株)日本冷熱は当該設備の施工及び飼育設備全体の定期保守点検業者であり、手動によるシステム運用の技術を有し、当該施設と連動している取水・給水用ポンプのメーカー(水ing株)の県内唯一の保安管理指定業者でもあり、作業中の不足の事態にも迅速に対応できるため一者見積もりによる随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
5	水産部	総合水産試験場	2019年 3月29日	長崎県総合水産試験場魚介類等管理業務委託	38,210,400	長崎市京泊町3丁目3番1号 一般社団法人 長崎魚市場協会 会長理事 川本 克明	" 水産試験研究補助は、水産増養殖等に熟知し、緊急時にも対応できる人材が必要不可欠であり、長崎魚市場協会はこのような人材を確保するため、地元三重地区での人材育成を行っている。 このため、水産試験場の研究内容に対応可能な高度な技術を習得しており、緊急時でも地元三重地区の人たちのため素早い対応が期待できる。このようなことから、本場の研究補助を委託できる者は、当該協会以外にはない。"	第167条の2第1項 第2号
6	水産部	漁港漁場課	2018年 4月27日	平成30年度タイラギ漁業対策事業	1,190,700	諫早市小長井町小川原浦499 タイラギ漁業対策事業受託共同体 代表者 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、諫早湾及び有明海において、タイラギ等の害敵であるナルトビエイの駆除を行うものであり、事業の実施にあたっては当該海域においてタイラギ漁業者が所属し、共同漁業権を管理している漁協(で構成される共同体)が、タイラギ等の生息状況及びナルトビエイの生態に関する知見を持ち事業遂行に適当であると判断され、他に代わる団体は無いものとする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	水産部	漁港漁場課	2018年 5月2日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に係るナルトビエイ調査業務(諫早湾周辺)	4,835,160	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、九州農政局から委託を受けて実施する有明海特産魚介類生息環境調査に係るナルトビエイの調査であり、タイラギ、アサリなどの二枚貝類に食害被害を与えるナルトビエイの来遊・分布状況を漁獲調査により把握するためのものである。 調査は共同漁業権内において刺網を用いて実施するため、共同漁業権の権利を有し、他の漁協との調整が円滑に行える漁協が適当である。調査は、対象海域の漁場環境及びナルトビエイの生態を熟知しており、効率よく漁獲できる技術が求められる。その条件を満たすのは対象海域で漁業を行っている漁業者であり、本業務の委託先は、これの漁業者が所属し、共同漁業権を管理する団体の代表者である小長井町漁協以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
8	水産部	漁港漁場課	2018年 5月2日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に係るナルトビエイ調査業務(島原・南島原)	2,952,720	島原市霊南2丁目16番地21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本 政信	本業務は、九州農政局から委託を受けて実施する有明海特産魚介類生息環境調査に係るナルトビエイの調査であり、タイラギ、アサリなどの二枚貝類に食害被害を与えるナルトビエイの来遊・分布状況を漁獲調査により把握するためのものである。 調査は共同漁業権内において刺網などにより実施されるため、共同漁業権の権利を有し、他の漁協との調整が円滑に行える漁協が適当である。調査は、そこでの作業及び漁法にも精通し、効率よく作業を行う技術が求められるが、その条件を満たすのは対象海域で漁業を行っている漁業者であり、本業務の委託先は、これの漁業者が所属し、共同漁業権を管理する団体の代表者である島原漁協以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	水産部	漁港漁場課	2018年 5月11日	平成30年度漁場環境美化推進事業	2,579,000	長崎市五島町2-27 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 川端 勲	<p>本事業は有明海において、廃棄物による漁業被害の防止や漁場の保全を図るため、福岡、佐賀、長崎、熊本各県の漁業者が連携し、率先して漁場清掃活動や環境保全にかかる普及啓発に取り組むことを目的としている。</p> <p>このため、各県と各県漁連等（佐賀県は佐賀有明海漁協）が有明海沿岸四県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会を設置し、毎年、連携して「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動等に取り組んでいる。</p> <p>事業の実施にあたっては、一斉清掃期間の調整、普及啓発活動の実施など、4県漁連等が連携を密にし、意見調整や実践活動に取り組む必要がある。これらの清掃活動は、地元漁業者自らが主体となっていくことが必要であり、また、海面清掃用の用船の手配や回収したゴミの処分方法の検討などについては、従来から各県とも当該活動に参加する漁業者や漁協の上部団体である県漁連等によって各漁協間の連絡調整を広域的、かつ、機能的に行っている。</p> <p>長崎県漁連は、本事業に参加する有明海の全漁協が加入する団体であり、かつ、本事業を円滑に実施できる唯一の団体である。</p>	第167条の2第1項 第2号
10	水産部	漁港漁場課	2018年 5月17日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に係るタイラギ種苗移植・飼育管理業務	2,234,520	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	<p>本業務では、対象海域において有明海漁業振興技術開発事業等で生産されたタイラギ人工種苗の移植により母貝場を造成する。また、移植したタイラギ種苗の生残を確認し、母貝場の管理を実施することで、有明海のタイラギ資源の回復に資するものである。本業務の実施にあたっては、タイラギ漁場の特性を把握し、タイラギの生態、生息場所を熟知している必要があり、母貝場の造成場所が共同漁業権の範囲内に位置するため、共同漁業権を管理する漁協が事業遂行に適切と判断され、他に代わる団体はない。</p>	第167条の2第1項 第2号
11	水産部	漁港漁場課	2018年 5月23日	伊万里湾漁場環境改善対策検討調査業務委託	9,493,200	東京都千代田区岩本町3-4-6 トナカイトワーズビル 一般財団法人 漁港漁場漁村 総合研究所 理事長 影山智将	<p>本業務は伊万里湾において、海底の栄養塩の溶出を抑制することで赤潮の拡大を抑制することができないか、可能性を検討するものであり、閉鎖性水域での海洋流動モデルという物理的特性に加え、赤潮プランクトンの生物的特性を加えたシミュレーション調査を企画立案し、学識経験者を交えた委員会での検討を行う、特殊かつ高度な業務である。</p> <p>このため、このような特殊な海域での、物理的特性、生物的特性を踏まえた漁場環境対策を研究している唯一の機関である一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2第1項 第3号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	水産部	漁港漁場課	2018年 6月29日	30漁港通第1-1号 大型魚礁整備工事(効果調査業務委託)	25,704,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 田添 伸	本業務は、より効果的な漁場整備を図るため、標本船調査により魚礁の利用状況や効果を把握するもので、21年度から制度の高い操業情報を把握するため、GPSと速度解析システムを組み合わせたGPSデータロガー調査を導入している。 同システムは、水産土木建設技術センターが独自に開発したもので、他に変わるものはない。 このため、当該システムを保有する(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
13	水産部	漁港漁場課	2018年 7月19日	平成30年度藻場回復等総合推進事業に係る網仕切り方式により藻場再生試験業務	2,699,389	長崎市政教町1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 河野 茂	当試験業務は、県総合水試と共同して、藻場の回復手法を検討するため、海藻の増殖速度と植食性生物の摂食速度を決める要因と、そのメカニズムを解明しようとするもので、本試験の発案者であり、試験実施の技術的な能力を有する長崎大学(水産学部)と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
14	水産部	漁港漁場課	2018年 8月6日	30漁港通第2-5号 水産環境整備工事(積算業務委託)	35,640,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人 水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は漁場整備工事の積算を行うものであり、予定価格の基礎額を算出するため、守秘義務ならびに公平性の観点から、漏洩防止に対する情報管理が必要である。 このため、漁場整備工事に関する積算実績を有し、情報管理を県と同等に行い得る、都道府県及び市町村等を会員とする(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
15	水産部	漁港漁場課	2018年 8月22日	30漁港増第2-8号 西彼地区増殖場整備工事(磯焼け対策緊急整備業務委託 大島工区)	34,884,000	西海市大島町1325-107 西海大崎漁業協同組合 代表理事組合長 小山 文雄	本業務は、増殖場大島工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除、及び第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
16	水産部	漁港漁場課	2018年 8月28日	有明海沿岸地区水産環境整備工事	119,988,000	諫早市小長井町小川原浦499番地 南北高海区漁業協同組合長会 会長 新宮 隆喜	本事業は、有明海の漁業振興対策の一環として、漁場環境の改善を目的に桁網を使用して海底を耕うんするものである。効果的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必要のため、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適である。そのため、事業全体の具体的な委託先については、対象海域での全体的な作業スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要であるため、それを行い得る唯一の団体として、地元関係漁協により構成される「南北高海区漁業協同組合長会」と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	水産部	漁港漁場課	2018年 9月5日	水産環境整備工事（監督補助業務委託）	58,860,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、長崎北、長崎南、対馬、壱岐、五島地区の魚礁・着定質質の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るものであり、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、本業務の対象となる工事は周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要があるため、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知識を有する県内唯一の機関である（一社）水産土木建設技術センター（長崎支所）と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
18	水産部	漁港漁場課	2018年 9月5日	長崎半島南部地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 為石、宮崎工区）	38,545,200	長崎市脇岬町3628-81 野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長 浅川 勝	本業務は、増殖場が石、宮崎工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイズズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
19	水産部	漁港漁場課	2018年 9月5日	長崎半島南部地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 脇岬、樺島工区）	38,124,000	長崎市脇岬町3628-81 野母崎三和漁業協同組合 代表理事組合長 浅川 勝	本業務は、増殖場脇岬、樺島工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイズズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
20	水産部	漁港漁場課	2018年 9月7日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る国見地区アサリ漁場環境調査業務	1,574,145	雲仙市国見町土黒甲2番地1 国見漁業協同組合 代表組合長理事 酒井 八洲 仁	本業務は漁場環境の把握とアサリ漁場に砂利を入れた袋等を設置し、稚貝の着底状況等を把握する調査で、国見漁協共同漁業権内で調査を予定している。アサリの着底状況を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮流やアサリの生態等に関する知見を有し、共同漁業権を管理している当該漁協でしか実施が困難なことから事業実施者は限定される。	第167条の2第1項 第2号
21	水産部	漁港漁場課	2018年 9月12日	橘湾地区水産環境整備工事（堆積物除去業務委託）	11,985,840	雲仙市小浜町北本町14番地40 橘湾地区水産環境整備事業受託共同体 代表者 橘湾東部漁業協同組合 代表理事組合長 井上 幸宣	本件事業は、橘湾の漁業振興対策の一環として、漁場環境の改善を目的に底びき網漁具を使用して海底の堆積物を除去するものである。作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必要なため、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適である。そのため、事業全体の具体的な委託先については、対象海域での全体的な作業スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要であることから、それを行える唯一の団体として、地元関係漁協（長崎市たちばな漁協、長崎市茂木漁協、野母崎三和漁協、橘湾中央漁協、橘湾東部漁協、島原半島南部漁協）により構成される「橘湾地区水産環境整備事業受託共同体」と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	平戸北部生月地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 中野工区）	2,022,840	平戸市川内町1029-3 中野漁業協同組合 代表理事組合長 綾香 良一	本業務は、増殖場下中野、主師、小主師、大山工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
23	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	平戸南部地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 小値賀工区）	8,748,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷2789-4 宇久小値賀漁業協同組合 代表理事組合長 伊藤 六弘	本業務は、増殖場小値賀工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
24	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	平戸地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 平戸市工区、薄香工区）	5,120,280	平戸市宮の町655-13 平戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山中 兵恵	本業務は、増殖場平戸市工区、薄香工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
25	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	島原半島南部地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 西有家工区）	5,389,200	南島原市西有家町須川3239 西有家町漁業協同組合 代表理事組合長 宮崎 竹利	本業務は、増殖場西有家工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
26	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	島原半島南西地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 橘湾東部工区）	10,616,400	雲仙市小浜町北本町14-40 橘湾東部漁業協同組合 代表理事組合長 井上 幸宣	本業務は、増殖場橘湾東部工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
27	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	島原半島南西地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 島原半島南部工区）	8,359,200	南島原市口之津町甲803-43 島原半島南部漁業協同組合 代表理事組合長 村田 国博	本業務は、増殖場島原半島南部工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
28	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	対馬西部地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 女連北工区）	39,744,000	対馬市上県町鹿見13-3 上県町漁業協同組合 代表理事組合長 部原 政夫	本業務は、増殖場女連北工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトリスズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	志岐南部地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急 整備業務委託 郷ノ浦工区）	32,691,600	志岐市郷ノ浦町郷ノ浦405 - 6 郷ノ浦町漁業協同組合 代表理事組合長 中山 等	本業務は、増殖場郷ノ浦工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
30	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	平戸北部生月地区増殖場整備工事（磯焼け対策 緊急整備業務委託 生月工区）	2,179,440	平戸市生月町老部浦168- 2 生月漁業協同組合 代表理事組合長 豊増 見喜 雄	本業務は、増殖場生月工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
31	水産部	漁港漁場課	2018年 9月28日	長崎半島南部地区増殖場整備工事（磯焼け対策 緊急整備業務委託 茂木工区）	32,022,000	長崎市茂木町2148-1 長崎県茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久	本業務は、増殖場茂木工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
32	水産部	漁港漁場課	2018年 10月15日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に 係る底質改善業務（沖合域）	29,238,840	島原市豊南2丁目16番地2 1 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本政信	本業務では、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沖合域において貝殻散布及び攪拌による底質改善業務を実施する。 効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、関連漁協の漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、関連漁協間のスケジュール調整や漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。 このため、本業務の委託先は、当該海域の共同漁業権を管理しており、本業務の取りまとめを一括して実施できる島原漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
33	水産部	漁港漁場課	2018年 10月23日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に係 る底質改善業務（西有家沿岸）	6,959,520	南島原市西有家町須川323 9番地 西有家町漁業協同組合 代表理事組合長 宮崎竹利	本業務では、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による底質改善業務を実施する。 効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。 このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している西有家町漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	水産部	漁港漁場課	2018年 10月24日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る底質改善業務(布津沿岸)	6,959,520	南島原市布津町乙1642-7 布津町漁業協同組合 代表理事組合長 吉岡 巖	本業務では、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による底質改善業務を実施する。 効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。 このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している布津町漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
35	水産部	漁港漁場課	2018年 11月6日	水産環境整備工事(出来形確認業務委託)	30,996,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は魚礁・着定基質の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るものであり、魚礁等の構造物に対する豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、本業務の対象となる工事は周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要がある。 そのため、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知識を有する県内唯一の機関である(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
36	水産部	漁港漁場課	2019年 2月28日	平成30年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る母貝場機能効果調査業務	2,067,120	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、平成27年度および平成30年度に整備した覆砂漁場に有明海産のアサリ種苗を放流し、その効果を把握することで、今後の母貝団地造成等、今後のアサリ資源回復のため基礎資料を得るためのものである。調査の実施については、アサリの生態や漁場環境を熟知している必要があり、また、調査地域は、小長井町漁業協同組合の共同漁業権内であることから、本業務の委託先は共同漁業権を管理している小長井町漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
37	水産部	漁港漁場課	2019年 3月15日	水産環境整備工事(積算・監督補助・出来形確認業務委託その2)	21,168,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設 技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は漁場整備工事の積算を行うものであり、予定価格算出の基礎額を算出するため、公平性の観点から、漏洩防止に対する情報管理が必要である。また、施工管理については魚礁等の製作及び沈設工事の品質向上を図るものであり、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、出来形確認については竣工検査の判断材料となる資料を作成する必要がある。 そのため、漁場整備工事に関する積算実績を有し、情報管理が県と同等に行うことができ、漁場造成に関する豊富な知識と経験・技術を有し、国の認可を受けて設立された機関である(一社)水産土木建設技術センター(長崎支所)と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	水産部	漁業取締室	2018年 4月2日	借上契約書	単価契約 別紙のとおり	大村市箕島町593 エス・ジー・シー佐賀航空株 式会社 長崎支店 支店長 有川 太郎	本契約は、航空取締りのための航空機材(セスナ機) 借上げ単価契約である。 契約相手方は、航空取締りに適した高翼型航空機を 複数機保有し、長崎県内で唯一漁業取締業務の実績を 有し、昼夜における同業務を円滑に実施でき、また、 長崎空港内に事業所を設置し、長崎空港を基地として 緊急出動などの対応が可能な九州内で唯一の業者であ ることから、当者と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
39	水産部	漁業取締室	2018年 6月25日	30漁取補換1 漁業取締船がいりゅう補機関換装工事	13,500,000	千葉県市原市松ヶ島西1丁目 2番19号 いすゞ自動車エンジン販売株 式会社 代表取締役 鈴木 勉	漁業取締船がいりゅうが建造時(H5.3月)より 使用し25年以上経過している補機関については、製 造メーカーによる部品の保管供給が終了するため、今 後適切な整備を行うことが出来なくなることから、補 機関の更新(換装)を行うものである。 更新(換装)する補機関については、現行の補機関 と同等以上の能力を有し、さらに船体付きの機関台に 収まる必要があるが、国内メーカーにお いて本条件を満たす補機関を製造しているのは、「い すゞ自動車エンジン販売株式会社」のみであることか ら、他と競争することができない。	第167条の2第1項 第2号
40	水産部	水産加工流通課	2018年 5月25日	平成30年度中国市場における販売促進業務	7,528,500	上海市楊浦区軍工路2626 -3号 上海大菱食品有限公司 總經理 魯 君妹	中国市場において、本県産水産物を効率的・効果的 にPRし輸出拡大を図るためには、現地マーケット事 情を的確に把握し、そのマーケットに対応したPR活 動や販売推進活動を行う必要がある。 上海大菱食品有限公司は、本県産水産物である「長 崎鮮魚」の唯一の現地輸入業者として、これまで順調 に販路を拡大してきており、水産物に対する知識や取 扱い方を熟知するとともに、現地マーケット事情にも 精通している業者である。 以上のことから、中国国内において、当該業務を受 託できる業者は上海大菱食品有限公司に限られる。	第167条の2第1項 第2号
41	水産部	水産加工流通課	2018年 6月29日	平成30年度平成「長崎俵物」PR業務委託	7,000,000	長崎市多良町1551-4 一般社団法人長崎県水産加工 振興協会 代表理事会長 川端 勲	当該業務は、平成「長崎俵物」の首都圏などでのPR や消費動向調査結果に基づく商品づくりの技術指導を 行うことから、「俵物」の認定基準や製造技術の高度 な専門知識を持ち、消費動向に精通している必要があ る。 (一社)長崎県水産加工振興協会は、俵物認定業者を 会員とする県内唯一の組織であり、認定基準を熟知す ると共に、会員と日常的に情報交換を行うなど「俵物 」の推進役を担っている。また、長崎空港アンテナシ ョップを運営していることから、消費動向にも精通し ており、最も効果的かつ効率的な業務の実施が可能で ある。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
42	水産部	水産加工流通課	2018年 8月1日	FOOD STYLE 2018 in Fukuoka への長崎県ブース出展	1,134,000	東京都港区南青山3-1-3 1-2F 株式会社イノベント(FOOD STYLE 2018 in FUKUOKA実行委 員会) 代表取締役会長 田中洋行	本展示会は、小売・中食・外食業界の販路拡大のための九州最大級の商談展示会で、首都圏や関西の百貨店、スーパーのバイヤーの招聘をはじめ、1万人を超える来場者があり、また、水産食品に特化した特設エリアでの出展が可能であることから、漁連等の意見を聞きながら、本展示会に長崎県ブースを出展することとした。 この場合、契約の相手方は、当該商談展示会の主催者であるFOOD STYLE 2018 in Fukuoka実行委員会に限定される。	第167条の2第1項 第2号
43	水産部	水産加工流通課	2018年 9月10日	第56回長崎県水産加工振興祭水産製品品評会 業務委託	2,510,000	長崎市多良町1551-4 一般社団法人 長崎県水産加工 振興協会 代表理事会長 渡邊 英行	本品評会は、国の農林水産祭の参加行事の一環として実施しており、審査の前提となる商品選定及び保管、当日の運営も含めて厳格な審査体制をとる必要がある。 (一社)長崎県水産加工振興協会は、県内全域の水産加工品の品質及び製造技術などについて、高度な専門知識を有し、また、公益的な性格を持つことから、公平・公正な審査体制を構築できる唯一の機関である。 なお、入賞商品の表彰式や入賞商品展示等のPRについては、長崎県水産加工振興祭実行委員会(事務局：当協会)が実施している水産加工品の展示即売会と併せて行っている。 以上のことから、(一社)長崎県水産加工振興協会との随意契約とした。	第167条の2第1項 第2号
44	水産部	水産加工流通課	2018年 12月19日	平成30年度長崎県水産物輸出に関する調査業務 委託	3,922,247	長崎市京泊2丁目10番21 有限会社 橋口水産 代表取締役 橋口 直正	本業務は日EU・EPA発効に伴い、関税撤廃(現行15%が即時撤廃)となるブリ等水産物のEU市場への販売にあたり、本県水産物の販売可能性を探るため市場調査を実施するものである。 市場調査にあたっては実際の販売に繋がるための情報収集が必要であり、そのためには実際に生産・販売を行う予定者が現地へ赴き、現地のニーズ、価格等について情報収集を行うことが販売実績に繋がる調査ができるが、EUへの輸出にあたっては、生産から加工・流通に至るまで、EUの求める衛生基準(EU HACCP)を満たす必要がある(養殖場、漁船においては県の登録、加工場においては国の認定が必須)。 本県では(有)橋口水産がEU HACCPにおける加工場の認定取得が確実となったことから、本業務の委託を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	水産部	水産加工流通課	2019年 3月22日	長崎県地方卸売市場長崎魚市場自家用電気工作物保安管理業務委託	3,836,160	田中町591-5 一般財団法人 九州電気保安協会長崎支部 支部長 山口順一郎	<p>長崎魚市場に県が設置する自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督に係る業務については、電気事業法第43条第1項の規定により電気主任技術者を選任する必要があるが、当該技術者がいないため当該技術を有する者と委託契約を締結し業務を行ってきたものである。</p> <p>平成29年度までは、入札公告を経て一般競争入札により委託業者を選定していたが、平成26年度から1者応札が継続したことから会計課通知(平成26年11月14日付「1者応札への対応について」)の規程に基づき、仕様や入札参加資格要件等のこれ以上の見直しは困難と判断し、平成29年6月開催の水産部随意契約適正化推進協議会で随意契約への移行についてやむを得ないと認められた。更に、「1者応札検討シート」を県公金支出情報で公表し、現在まで意見等なし。平成30年3月1日開催の水産部随意契約適正化推進協議会において、改めて審査を行い、随意契約へ移行する方針を決定した。</p> <p>従って、平成30年度から随意契約に移行するものとし、1者応札として契約を締結していた(一財)九州電気保安協会と委託契約を締結するものである。</p>	第167条の2第1項 第2号
46	水産部	水産加工流通課	2019年 3月27日	長崎県地方卸売市場長崎魚市場施設維持管理業務委託	6,852,816	長崎市京泊3丁目3-1 長崎魚市株式会社 代表取締役社長 川元克明	<p>本事業では、クレーンや魚体選別機、冷却式水槽など特殊機器が配備されている東西卸売場棟や活魚センターにおける電気・給排水施設の状態や配置機器類の維持・管理業務を行っている。</p> <p>本業務では、これら施設・設備の配置状態や機器類の性能等を熟知すること、また、その管理保全のノウハウを蓄積することが必要であり、これら施設・機器等で発生する損傷や故障は、日常の確認作業と連動することで即時発見に繋がりに、その迅速な対応が可能となるものである。</p> <p>また、普段利用するものが管理することで管理コストの軽減化を図ることができ、かつ市場の業務運営に支障をきたさない体制の確保が可能となる。</p> <p>長崎魚市(株)は場内に社屋を構え、当市場の開業時から周年、施設・機器類を利用し、本市場の基本的施設や機器及び特殊機材等の機能、性能等を熟知し、施設・機器類の異常を即時に発見し、即応できる体制にある唯一の業者である。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	水産部	水産加工流通課	2019年 3月28日	長崎県地方卸売市場長崎魚市場の管理運営に関する業務及び事務委託	99,544,520	長崎市京泊3丁目3-1 一般社団法人 長崎魚市場協 会 会長理事 川元克明	長崎魚市場内の防犯、保健衛生管理などの秩序保持には日常的な監督・指導が不可欠である。また、関係条例に基づく届出等の指導、日常業務にかかる市場関係者間の調整には現地での即時対応が必要である。 平成15年度の長崎漁港水産事務所の新築に伴い、県が行っていたこれらの業務を委託する必要が生じた。 (一社)長崎魚市場協会は、県、市及び魚市場等の施設を利用して業務を営む者が会員となって組織された団体で、その目的は市場の適切な管理運営であり、防犯委員会や保健衛生管理委員会等を設置して市場全体の秩序維持に取り組んでおり、公平公正に本業務を行える唯一の団体である。	第167条の2第1項 第2号
48	水産部	漁業振興課	2018年 4月2日	有明海漁業振興技術開発事業(ホシガレイ種苗量産技術開発)	4,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168 番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役常務 池田 修二	本業務は、ホシガレイ種苗の安定確保のために種苗安定量産技術の開発を目的としている。委託先には、ホシガレイ量産に係る高い技術と実績を有していること、量産を行うための施設(大型水槽等)の利用が可能なこと、VNN防除に必要な機器が整備されていることが求められ県内では株式会社長崎県漁業公社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
49	水産部	漁業振興課	2018年 4月2日	有明海漁業振興技術開発事業(ホシガレイ中間育成技術開発委託)	15,500,000	島原市豊南2丁目16番地2 1 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本 政信	本業務は、ホシガレイ種苗を安定確保するための中間育成技術の開発を目的としている。島原漁協は、人工種苗飼育技術及び低水温飼育施設を有する唯一の団体であり、かつ成果物である種苗の放流場所に近く、魚体への負担を最小限に抑える利便性も併せ持っており、効率的に技術開発が出来る漁協であるため。	第167条の2第1項 第2号
50	水産部	漁業振興課	2018年 4月3日	有明海漁業振興技術開発事業(ガザミ種苗量産技術開発)	5,500,000	島原市豊南2丁目16番地2 1 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本 政信	本業務は、放流適サイズの種苗を安定的に確保するための生産技術の開発を目的としており、ワムシを問わずに、アルテミア給餌のみによる省コスト化の試験生産を行うものである。成果物は有明海に放流し、DNA解析により効果を把握することとしている。島原漁協は、種苗生産技術とガザミ種苗の生産が可能な施設を有しており、かつ成果物である種苗の放流場所に近く種苗への負担を最小限に抑える利便性も併せ持っており、効率的に技術開発が出来る漁協であるため。	第167条の2第1項 第2号
51	水産部	漁業振興課	2018年 4月18日	有明海漁業振興技術開発事業(マガキ養殖技術開発委託)	13,234,000	諫早市小長井町小川原浦49 9番地 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、シングルシード(一粒カキ)のゆりかご方式養殖を実用化するための技術開発を目的としている。小長井町漁協は有明海の中でシングルシード養殖の経験がある唯一の団体で、これらを活用して効率的に技術開発が出来る漁協であるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	水産部	漁業振興課	2018年 6月15日	平成30年度有明海漁業振興技術開発事業に係るトラフグ種苗購入	16,973,280	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	本業務は、これまでの技術成果による最適放流手法を用いた大量規模での実証放流試験を実施するため、国の「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき遺伝的な多様性に配慮（産卵回帰した天然親魚からの採卵）した、適サイズ、高品質、早期での標識放流用種苗を確保することを目的としている。 長崎県漁業公社では、県栽培漁業センターの種苗生産委託により、これまでに資源を育む海づくり事業等により、遺伝的多様性にも配慮した適サイズ種苗を大量に安定供給してきている。このように遺伝的多様性に配慮した種苗を生産する業者は（株）長崎県漁業公社以外にない。	第167条の2第1項 第2号
53	水産部	漁業振興課	2018年 12月3日	平成30年度有明海漁業振興技術開発事業に係るホシガレイ種苗量産技術開発委託業務	10,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	県では平成21年度から、国及び関係県と連携し、有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業（国庫補助事業）」を実施している。 本業務は、有明海漁業振興技術開発事業の一環として放流技術開発に取り組むホシガレイについて、種苗の安定確保を目的とした種苗量産技術の開発に取り組むものである。委託先には、ホシガレイ種苗量産に係る高い技術と実績を有していること、量産を行うための施設（大型水槽等）の利用が可能なが求められる。また、県内で有明海産のホシガレイ種苗生産を行っているのは（株）長崎県漁業公社のみであり、契約相手方は同社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
54	水産部	漁業振興課	2018年 12月10日	長崎県栽培漁業センター施設台風被害修繕業務委託	9,988,000	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	県では、放流用種苗を安価で安定的に供給するため、県内において唯一県が計画する9魚種すべての種苗生産実績を有する（株）長崎県漁業公社へ種苗生産業務を委託するとともに、種苗生産施設の管理についても種苗生産業務と一体で行うことが効率的であり、当社と契約している。 本業務は、平成30年7月から10月の台風により被害を受けた種苗生産中の県栽培漁業センター施設5箇所の修繕を行うものであり、種苗生産に支障が生じないよう、施設管理業務と一体的に行うことで効率的な実施が出来ることから（株）長崎県漁業公社と契約するもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
55	水産部	漁業振興課	2018年 12月19日	長崎県栽培漁業センター高純度酸素供給システム交換工事	2,332,800	兵庫県神戸市西区櫛谷町寺谷 1 2 4 8 - 1 1 8 神戸ハイ テクイスト 8 0 2 シーバス神戸 株式会社 代表取締役 角田 哲之	当該設備は(有)シーバスリミテッド製(承継会社：シーバス神戸㈱)で県内に代理店はない。また、当該設備は、生産魚類の生命維持装置としての働きをしており、故障すれば生産に大きな損害が発生するため、毎年㈱漁業公社がシーバス神戸㈱に委託し保守管理を行っている。今回は、高純度酸素システムのタンク及び酸素発生器の交換工事であり、交換後もシステムが停止することがないよう、システム全体の能力と安全性を担保する知識と経験が必要である。また、改修後、システムを試運転させて微調整を行いながらシステム全体を確認する必要がある。したがって、当該設備の改修について、本システムを製造・販売し、現在保守管理を行っているシーバス神戸㈱以外は対応できない。	第167条の2第1項 第2号
56	水産部	漁業振興課	2019年 3月28日	平成31年度指導用海岸局の無線業務委託	6,172,000	長崎市柿泊町2496番地 一般社団法人 長崎県漁業無線協会 会長 山田 浩一朗	本業務は、県が免許人となっている漁船の安全航行のための通信や緊急遭難信号等の漁業指導用無線の業務を委託するものである。当協会は、漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術、施設、体制を有する県下唯一の無線局である。	第167条の2第1項 第2号
57	水産部	漁業振興課	2019年 3月29日	平成31年度資源管理計画高度化推進事業にかかる漁獲管理情報処理システム保守整備業務	1,301,702	長崎県大黒町9番22号 大興電子通信株式会社 九州 支店 長崎営業所 所長 沖田 和郎	本システムは、県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するために大興電子通信(株)が開発したものであり、システムに障害が発生した場合、業務に支障をきたさないよう迅速に対応できる業者はプログラムを熟知している当該業者に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号
58	水産部	漁業振興課	2019年 3月29日	平成31年度資源管理計画高度化推進事業にかかる漁獲可能量(TAC)管理事業	6,605,000	長崎市京泊町3丁目3番1号 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 近藤 直美	TACの適正な管理を行うためには漁獲情報の迅速かつ的確な把握が必要となるが、TAC対象魚種の漁獲量の9割を占めている中型まき網漁業者で構成されているとともに、専門的知識を有する人材が配置されている県旋網組合に委託することで、TACシステムの円滑な運用や制度の普及指導などが効率的に実施できるため。	第167条の2第1項 第2号
59	水産部	漁業振興課	2019年 3月29日	平成31年度有明海漁業振興技術開発事業に係るホシガレイ種苗量産技術開発委託業務	4,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	本業務は、ホシガレイ種苗の安定確保のために種苗安定量産技術の開発を目的としている。委託先には、ホシガレイ量産に係る高い技術と実績を有していること、量産を行うための施設(大型水槽等)の利用が可能なこと、VNN防除に必要な機器が整備されていることが求められ県内では(株)長崎県漁業公社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
60	水産部	漁業振興課	2019年 3月29日	平成31年度長崎県栽培漁業センター種苗生産委託	195,149,000	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	本業務は県内漁業者等に対して放流用種苗を安価で安定的に供給するため、県栽培漁業センターの施設等を使用して放流用種苗を生産供給し、さらに施設・設備等の管理を委託するものである。 県内において9種全ての種苗生産実績を有する機関は(株)長崎県漁業公社の他にないこと、また、種苗生産施設の管理は、種苗生産の業務と一体で行うことが効率的であるため、当公社と契約するもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
61	水産部	水産経営課	2018年 4月2日	水産業経営指導サポートセンター業務委託	8,246,774	長崎市大黒町3番1号 一般社団法人 長崎県中小企 業診断士協会 会長 前田 慎一郎	<p>本業務では、所得向上に向けた経営強化・改善や新たな事業展開を目指す漁業者に対して、財務諸表の整理、経営状況の分析・診断、経営計画の策定、計画策定後のフォローアップ等の指導を実施するとともに、県、市町、漁協等の職員の指導力向上等の支援を行うこととしている。</p> <p>上記指導に当たっては、経営に関する専門的知識や経験を有する専門家であること、知識や経験を有し県内全域の指導対象者の状況に応じて県内各地に専門家を随時派遣し、その対応結果を取り纏めることができること等が必要となる。</p> <p>このような機能、業務を効率的かつ専門的に実施可能な団体である一般社団法人長崎県中小企業診断士協会と随意契約を行うもの。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

別紙 部局名：水産部 契約日：平成30年4月2日

契約の名称：借上契約書

区分	単価 (円)	うち消費税及び地方消費税 (円)
昼間運航	74,196	5,496
夜間運航	138,024	10,224

※ 昼間運航時間帯

H30.04.02 ~ H30.09.30 AM07:00~PM07:30

H30.10.01 ~ H31.03.31 AM08:00~PM05:30